

競争入札心得

(趣旨)

第1条 那覇市・南風原町環境施設組合において行う競争入札（工事請負等制限付一般競争入札及び事後審査型制限付一般競争入札を除く）の取扱については、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則及びこの心得の定めるところによる。

(入札)

第2条 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

2 入札に参加する場合は、期限までに「入札参加申請書」を提出しなければならない。期限までに申請書を提出しない者は、本入札に参加することはできない。

3 入札参加者は、入札書等に必要な事項を記載のうえ記名押印し、配達日指定・配達証明郵便・一般書留により、提出しなければならない。

4 入札参加者は、封筒に2通以上の入札書を同封してはならない。

5 入札参加者の提出する入札書の日付欄には、入札書作成日を記入しなければならない。

6 入札書は、所定の様式を使用しなければならない。

7 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

9 入札執行回数は、1回とする。※入札書は1部提出すること。

10 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

11 総務企画課職員は、前項に規定する開札の立会者がいない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

(2) 所定の様式を使用していない入札書による入札。

(3) 作成年月日の記載のないもの又は誤りのある入札書。

(4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印）を欠く入札。

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札。又は入札額の先頭に¥マークの記載がない入札。

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(7) 封筒に2通以上の入札書が入っている入札。

(8) 明らかに談合によると認められる入札。

(9) その他入札に関する条件に違反した入札。

(落札者の決定)

第4条 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上ある時は、ただちにくじによって落札者を決定するものとする。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。